平成31年2月20日

青森県教育委員会第316回臨時会

 期
 日
 平成31年2月20日(水)

 場
 所
 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会	
2 報 告 ○報告第1号	議案に対する意見について
3 議 案	
○議案第1号	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及 び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則 の一部を改正する規則案について (非公開の会議)
○議案第2号	青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について (非公開の会議)
○議案第3号	市町村立学校職員の人事について (非公開の会議)
○議案第4号	県立学校職員の人事について (非公開の会議)
○議案第5号	青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案に
	について
○議案第6号	青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 に関する規則の一部を改正する規則案について 5

4 閉 会

報告第1号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森 県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、 教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 平成31年度青森県一般会計予算案(教育委員会所管分)
- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例案
- 5 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 青森県職員定数条例の一部を改正する条例案
- 9 青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 10 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 11 青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例案
- 12 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案
- 13 青森県武道館条例の一部を改正する条例案
- 14 青森県立郷土館条例の一部を改正する条例案
- 15 青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例案
- 16 平成30年度青森県一般会計補正予算(第3号)案(教育委員会所管分)

議案第5号

青森県立学校管理規則の一部を改正する 規則案について

1 提案理由

学校評議員の委嘱手続の見直しに伴う所要の整備を行うため提案する ものである。

2 概要

学校評議員については、各県立学校長が各地域の実情に応じて適任者を推薦し、県教育委員会が委嘱しているが、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善を図るため、推薦によらず、各県立学校長の選考により県教育委員会が委嘱することとし、所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成31年3月1日から施行する。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第三項中「、校長の推薦により」を削る。

附則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

青森県立学校管理規則新旧対照表

下線部分は改正部分

改 正 後	改正前
(学校評議員)	(学校評議員)
第十八条の二 (略)	第十八条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 学校評議員は、当該学校の職員以外 の者で教育に関する理解及び識見を有 するもののうちから、委員会が委嘱す る。	3 学校評議員は、当該学校の職員以外 の者で教育に関する理解及び識見を有 するもののうちから、校長の推薦によ り、委員会が委嘱する。

議案第6号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 に関する規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱手続の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、各県立学校長が学校の実情に応じて適任者等を具申し、県教育委員会が委嘱又は解嘱しているが、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善を図るため、具申によらず、各県立学校長の選考等により県教育委員会が委嘱又は解嘱することとし、所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成31年3月1日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(昭和三十八年七月 青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「校長の具申(第一号様式)により」を削る。

第四条中「、校長の具申(第二号様式)により」を削る。

第一号様式及び第二号様式を削る。

附則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改 正 後	改 正 前
(委嘱) 第三条 学校医、学校歯科医(以下あわせて「校 医」という。)及び学校薬剤師(以下「薬剤師」 という。)は、青森県教育委員会(以下「委員会」 という。)が委嘱する。	(委嘱) 第三条 学校医、学校歯科医(以下あわせて「校 医」という。)及び学校薬剤師(以下「薬剤師」 という。)は、校長の具申(第一号様式)により 青森県教育委員会(以下「委員会」という。)が 委嘱する。
2 (略) (解嘱) 第四条 校医及び薬剤師の解嘱は、委員会が行 う。	2 (略)(解嘱)第四条 校医及び薬剤師の解嘱は<u>、校長の具申</u>(第二号様式)により、委員会が行う。

改	正	後		改	I		前		
第1号様式	(第3条関係)	削除	第1号様式	(第3条関係)					
							000	第	号
			去 太 旧 松	*** \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			年	月	日
				育委員会殿		書杰但 5	と○○学村	六	
						校長		X	名印
						p			
				校医等0	の委嘱につ	いて (」	具申)		
					学校医	、学校媒	育科医、 学	乡校薬者	
			本校(○○	校舎)の学校[411E-V ,	12/2/1	を
				委嘱してくだる	さるよう、	必要書	類を添え	て具申	しま
			す。						******
				(f.f. f. mm.t.a)					
第2号様式	(第4条関係)	<u>削除</u>	第2号様式	(第4条関係)			000	h-h-	
							〇〇〇 年	第 月	号 日
			 青森県教	育委員会殿			+	Л	Н
			1370101040			青森県立	立〇〇学村	交	
						校 長	氏		名印
				+* F ** a	N 毎刀n艮)ァ ~	NY (1	ョ 宀/		
				仪医寺(の解嘱につ) (· (<u>·</u>	录 甲)		
					学校医	、学校歯	耐科医 、胃	4校薬剤	削師
			本校(○○	校舎)の学校[医 (健康管	管理医)			を
			下部ルトル	毎曜1 イノゼ	ヤストニ	目由1	±+		-
			ト記により	解嘱してくだる	さるより、	共中し	より。 ~~~~~~~		
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	~~~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

参 考 資 料

第316回臨時会(平成31年2月)

●報告第1号 議案に対する意見について

P1~8

●議案第6号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案 について P9~10

参 考 資 料 報告第1号関係

I 青森県教育委員会関係予算案の概要

平成31年度当初予算における青森県教育委員会関係予算額は、1,294億2,836万 1千円となり、平成30年度当初予算額との比較では、9億437万8千円の減額、その伸び率は0.7パーセントの減となる。

また、国の補正予算関連の平成30年度2月補正予算額は、**4億4,032万9千円**となっている。

(1) 当初予算額

(単位:千円、%)

区 公	平成31年度	平成30年度	前年度との	比較
	予算額 A	予算額 B	増減額(A-B)	伸び率
教 育 費 (教育委員会所管分)	129,428,361	130,332,739	△ 904,378	△ 0.7

(2) 予算目的別内訳

(単位:千円、%)

	区分		平成3	81年	F度	平成:	30年	F度	前年度との	比較	
				予算額	Α	構成割合	予算額	В	構成割合	増減額(A-B)	伸び率
	使月	料及び手	数料	3,114,5	71	2.4	3,129,	730	2.4	△ 15,159	$\triangle 0.5$
	国	庫 支 出	金	23,455,6	80	18.1	23,187,	172	17.8	268,508	1.2
	財	産 収	入	236,4	44	0.2	249,	347	0.2	△ 12,903	\triangle 5.2
歳	寄	附	金		0	0.0		0	0.0	0	0.0
	繰	入	金	265,7	70	0.2	290,	345	0.2	\triangle 24,575	\triangle 8.5
入	諸	収	入	513,0)46	0.4	429,	418	0.3	83,628	19.5
	県		債	3,344,0	000	2.6	3,232,	000	2.5	112,000	3.5
		般 財	源	98,498,8	350	76.1	99,814,	727	76.6	△ 1,315,877	\triangle 1.3
		計		129,428,3	861	100.0	130,332,	739	100.0	△ 904,378	$\triangle 0.7$
		教育総務	· 育	4,832,7	'59	3.7	4,913,	851	3.8	△ 81,092	$\triangle 1.7$
	教	小 学 校	費	45,228,2	217	35.0	46,182,	208	35.4	△ 953,991	\triangle 2.1
歳	叙	中学校	費	28,078,6	602	21.7	28,959,	061	22.2	\triangle 880,459	\triangle 3.0
////	育	高等学校	を費	33,082,9	56	25.6	32,644,	734	25.1	438,222	1.3
	費	特別支援学	校費	12,829,7	52	9.9	12,963,	853	9.9	△ 134,101	\triangle 1.0
出	貝	社会教育	育費	2,996,6	90	2.3	2,879,	493	2.2	117,197	4.1
		保健体育	育費	2,379,3	885	1.8	1,789,	539	1.4	589,846	33.0
		計		129,428,3	861	100.0	130,332,	739	100.0	△ 904,378	$\triangle 0.7$

(3) 課(室)別予算内訳

(単位:千円、%)

	区分			平成:	31年	F度	平成:	30 ^左	F 度	前年度との	比較	
		<u>.</u> (カ		予算額	Α	構成割合	予算額	В	構成割合	増減額(A-B)	伸び率
教	育	政	策	課	63,7	799	0.1	69,	103	0.1	△ 5,304	\triangle 7.7
職	員	福	利	課	110,689,4	199	85.5	112,699,	261	86.4	\triangle 2,009,762	\triangle 1.8
学	校	教	育	課	1,596,2	264	1.2	1,569,	189	1.2	27,075	1.7
教	職	Ì.	員	課	66,5	590	0.1	67,	096	0.1	△ 506	\triangle 0.8
学	校	施	設	課	11,625,7	728	8.9	11,251,	857	8.6	373,871	3.3
生	涯	学	習	課	1,841,2	211	1.4	1,652,	784	1.2	188,427	11.4
スァ	¦ −	ツイ	建 康	課	2,379,3	385	1.8	1,789,	539	1.4	589,846	33.0
文	化月	才 伊	禄 護	課	1,155,4	179	0.9	1,226,	709	0.9	△ 71,230	\triangle 5.8
高等	学校都	教育改	女革推	進室	10,4	406	0.1	7,	201	0.1	3,205	44.5
		計			129,428,3	361	100.0	130,332,	739	100.0	△ 904,378	$\triangle 0.7$

平成31年度 青森県教育委員会の「施策の柱」

1 学ぶ意欲や主体的に探究する力の向上



ふるさとを愛する心やグローバルな視野を持ち、自ら考え行動する力や情報活用能力など新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもたちを育むことが求められる。

このため、よりきめ細かな 教育環境を整備しつつ、基礎 的・基本的な知識・技能の習 得とともに、主体的・対話的 で深い学びの実践をとおして、 主体的に学習に取り組む態度 の育成や、思考力・判断力・ 表現力等確かな学力の向上に 取り組む。 新規 学びの質を高める授業改善プロジェクト事業

新規 未来社会を切り拓く高校生の資質・能力育成 事業

新規 青森県英語教育連携推進事業

継続 青森県の将来を担うグローバル人財育成事業

新規 ICT教育推進事業

継続 ドリカム人づくり推進事業

総続 学校図書館活動支援事業

継続 あおもりっ子育みプラン21

継続 外部人材活用によるスクールサポートスタッフ 配置事業

2 子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり



学ぶ意思のある子どもたちが必要な教育の機会りを得進が必要なる環境ではいいないできる環境ではいいなどもに、いいなどののある児童生徒のできるともでするとながない。 とれていいないできる安全がある。 とれているではないできるなどできるです。 とれているではないできるなどできるできる。 とれているできるなどできるなどできる。 とれているできるできまする。 とれているできまする。 とれているできまする。 とれているできまする。

このため、高校生に対する 修学支援、スクールカウンセ ラー・スクールソーシャル ワーカーの配置等による小・ 中・高等学校における相談支 援体制の充実、特別支援教育 の充実等に取り組む。 拡充 奨学のための給付金事業(国公立)

継続 県立高等学校等就学支援金交付金

新規 青少年の安全・安心なネット利用環境づくり 推進事業

継続 みんなで考えるいじめ防止対策推進事業

学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家 拡充 活用事業(スクールカウンセラー配置・派遣、 スクールソーシャルワーカー配置)

継続がいじめ防止キャンペーン推進事業

継続 スクールライフサポーター配置事業

新規
特別支援学校における障害者スポーツ推進事業

継続 高等学校における特別支援教育体制強化事業

継続
特別支援学校技能検定事業

総続 特別支援学校生徒の夢や志を支援する就労促進 事業

継続 高等学校における通級による指導

3 地域の活力を創り出す人財の育成と文化・ スポーツの振興



地域の活力を創出し維持していくためには、学校・ふるるには、学校・ふるるの連携の下、躍りの地域ので活躍の近れの育成や、健康するのでは、かけがえのない文化、対の保存・活用による次代への着実な継承が求められる。

このため、児童生徒の将来の県内定着に向けた学校と地域企業等のネットワークの強化や、高等学校におけるキャリア教育の充実、地域の課題に主体的に取り組む意欲ある人財の育成等に取り組む。

また、運動を通じた健康づくりや、国民スポーツ大会の本県開催に向けた取組等を進める。

さらに、特別史跡三内丸山 遺跡等の適切な保存と積極的 な活用・情報発信とともに、 郷土を知り、魅力を発信でき る人財の育成に取り組む。

【ふるさとあおもりの地で活躍する人財の育成】

新規 地域と連携したキャリア教育推進事業

継続 高校生の就職総合支援プロジェクト事業

三農発「観光・スマート農業」推進プロジェクト 事業

継続 地域の産業とビジネスを支える人づくり事業

継続 「地域のお宝」を学び地域活動を担う高校生 育成事業

新規 若者・女性の学び直しを通じたキャリア形成 支援事業

経続 子どもたちの成長を支える「地域のチカラ 結集」推進事業

継続 特別支援学校におけるコミュニティ・スクール 導入モデル事業

【健康寿命の延伸に向けた健康づくり・スポーツ振興】



新規 みんなが主役!スポーツで健康づくり事業

継続 子どもの健康づくり体制支援事業

新規 学校における運動部活動推進事業

拡充 第80回国民スポーツ大会開催準備事業

拡充 競技力向上対策特別事業

新規 第75回国民体育大会冬季大会スケート・アイス ホッケー競技会開催経費

【かけがえのない文化財の保存・活用】



新規 高校生縄文案内人養成事業

継続 さんまる魅力まるごと発信事業

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案 外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例案 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

〉について

1 改正の経緯

地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められていることを踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」という。)が平成32年4月1日より施行されるが、同法により創設された会計年度任用職員の勤務条件、給与等については条例で定めることとされていることから、改正を行うものである。

2 改正法の概要(会計年度任用職員制度の創設)

これまで任用していた一般職の非常勤職員、臨時的任用職員、特別職の非常勤職員の任用について、臨時的任用職員は「常勤職員に欠員を生じた場合」に、特別職非常勤職員は、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化し、それ以外のものは、新たに創設される一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」とするものである。

なお、「会計年度任用職員」は「一会計年度内を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」と定義されており、勤務時間に応じてフルタイムとパートタイムの2つの類型が設けられている。

また、フルタイムの会計年度任用職員には、給料、諸手当、旅費が、パートタイムの会計年度任用職員には、報酬、期末手当、費用弁償が支給されるほか、どちらの会計年度任用職員にも、守秘義務等、一般職の常勤職員とほぼ同様の服務規律が求められることとなる。

【青森県教育委員会で任用する職の例】

<現行での位置付け>

○一般職の非常勤職員非常勤事務員

○臨時的任用職員

<u>臨時事務補助員(事務補助)</u> 臨時講師(欠員業務)

○特別職の非常勤職員

スクールカウンセラー外国語指導助手 (ALT)学校医

<改正法での位置付け>

○会計年度任用職員

非常勤事務員 <u>臨時事務補助員(事務補助)</u> <u>スクールカウンセラー</u> 外国語指導助手(ALT)

○臨時的任用職員 臨時講師(欠員業務)

○特別職の非常勤職員学校医

3 改正内容について

別添一覧のとおり

4 施行年月日

- ① 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 平成31年4月1日
- ② ①以外の条例平成32年4月1日

5 その他

職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇を人事委員会規則で定めることのほか、職員の一定の時間を超える時間外勤務を原則として制限することについても規定される。

(別添)

改正内容一覧

	一部改正(廃止)する条例	改 正 内 容
1	職員の育児休業等に関する条例等の一部	部を改正する条例案
	職員の育児休業等に関する条例	・会計年度任用職員に勤勉手当を支給しないこと及び会計 年度任用職員の育児休業からの復帰後、給料の号給の調整 を行わないことを規定
	職員の分限に関する条例	・会計年度任用職員の休職期間について規定
	職員の懲戒の手続及び効果に関する条 例	・パートタイムの会計年度任用職員に対して減給処分を行 う場合、報酬を減額することを規定
	職員の給与に関する条例	・給料表の適用対象から会計年度任用職員を除くことを規定 ・会計年度任用職員の給与の種類、額及び支給方法について規定
	単純な労務に雇用される職員の給与の 種類及び基準に関する条例	・臨時的任用職員及び会計年度任用職員として任用される 単純労務者の給与の種類、額及び支給方法を規定
	職員の退職手当に関する条例	・パートタイムの会計年度任用職員が退職手当の支給対象とならないことを規定
	青森県企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例	・臨時的任用職員及び会計年度任用職員として任用される 企業職員の給与の種類、額及び支給方法を規定
2	職員等の旅費に関する条例の一部を改立	Eする条例案
	職員等の旅費に関する条例	・パートタイムの会計年度任用職員に費用弁償を支給することを規定
3	外国語指導員等の給料及び旅費に関する	る条例を廃止する条例案
	外国語指導員等の給料及び旅費に関す る条例	(廃止)※会計年度任用職員の取扱いに含む。
4	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例	列の整備に関する条例案
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	・会計年度任用職員が条件付採用となることによる所要の
	公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例	整理
	青森県人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例	・フルタイムの会計年度任用職員について、人事行政の運 営の状況を報告することを規定
	特別職の職員の給与に関する条例	・特別職の非常勤職員として、新たに投票管理者等総務省
	特別職の職員の旅費及び費用弁償に関 する条例	令で定める職が追加されたことに伴う所要の整理
5	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の	の一部を改正する条例案
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例	・会計年度任用職員の勤務時間及び休暇を人事委員会規則で定めることを規定・職員の一定の時間を超えた時間外勤務を原則として制限することを規定

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 改正理由

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年4月1日から高等学校における通級による指導(※)が制度化されたことに伴い、学校職員の特殊勤務手当の一つである特別支援教育手当について、所要の改正を行うものである。

※ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける 指導形態のこと。

2 改正内容

障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事する場合に支給される特別支援教育手当の支給対象職員は、職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「条例」という。) により、特別支援学校、小学校又は中学校に勤務する教諭等とされている。

今回、高等学校において通級指導を既に実施しているところであるが、当該指導の 実施状況等を踏まえ、高等学校の教諭等を新たに支給対象職員として取り扱うことが できるよう条例を改正するものである。

3 施行期日

平成31年4月1日

参考資料 報告第1号関係

平成30年度一般会計補正予算(第3号・国補正等)について(教育委員会所管分)

2月補正予算額440,329千円現計予算額130,406,339千円補正後の予算額130,846,668千円

◎計上の主なもの

特別支援学校費 440,329千円

○県立学校施設環境整備事業費

440,329千円

国庫補助金を活用し、特別支援学校に冷房設備等の整備を行う。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する 規則の一部を改正する規則案について

1 改正の趣旨

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)について、各県立学校長が選考等をし、県教育委員会が委嘱又は解嘱(以下「委嘱等」という。)することとするため、青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(以下「規則」という。)を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 現状及び改正の理由

今般、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善の観点から、適正かつ効率的な事務処理を行うため、業務の効率化が図られるものがないか検討したものである。

平成30年度の学校医等の配置状況は1校当たり5名程度、計402名で、 当該職に係る委嘱等に係る事務手続は、スポーツ健康課が行っており、委嘱に係 る事務手続は4月初めに集中することから、年度当初の業務の負担となっている。

この学校医等の委嘱等の手続については、各県立学校長が学校の実情に応じて 適任者等を選考等した上で県教育委員会に具申し、その後県教育委員会において 委嘱等を行っているのが現状である。各県立学校長が具申によらず、直接選考等 を行うことができるよう、規則の改正を行うものである。

(2) 校長への委任の可否

学校医等については、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職に属する地方公務員として位置付けられていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号(教育長への委任の除外規定)により、校長へ委嘱権限を委任することはできないものである。

(3) 今回の改正について

学校医等の委嘱等の権限を学校長へ委任することはできないことから、委嘱等の権限を教育委員会に残したまま、各県立学校長が選考等を行うことができるよう、規則から「校長の具申により」の文言を削除し、併せて関係様式(第1号様式及び第2号様式)についても削除するものである。

なお、青森県教育委員会専決代決規程については、別途改正するものである。

(4) 改正の時期

学校医等の委嘱期間は、おおむね4月1日からであることから、3月中に選考ができるよう改正する。

(5) 改正内容 別紙のとおり

3 施行年月日

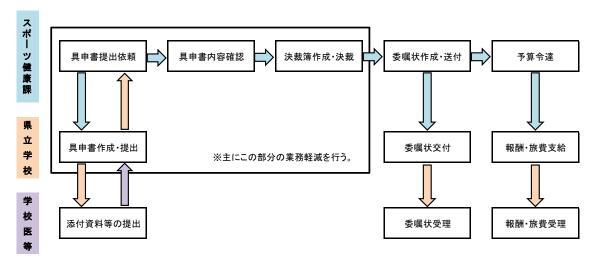
平成31年3月1日から施行する。

【参考】

委嘱等事務フロー図

参考資料 議案第6号関係

①学校医等の委嘱等に係る事務手続(改正前:現行)



②学校医等の委嘱等に係る事務手続(改正後)

